

太陽光発電システム設置補助に関するQ&A

	質 問	回 答
問1	現在、市外に住んでいます。西宮市内に太陽光発電システム付きの新築住宅を購入する予定です。その場合、補助金申請はできますか？	申請できます。西宮市に住民登録又は外国人登録が済み次第、申請してください。
問2	他人名義の戸建住宅に居住しているのですが、その戸建住宅に太陽光発電システムを設置する場合、補助金の対象となりますか？	申請者がその戸建住宅に居住（住民登録又は外国人登録）しており、かつ、要綱・関係法規に規定する要件を満たす場合には補助金の対象となります。
問3	店舗、事務所等でも補助の対象となりますか？	対象になりません。ただし、店舗、事務所等との兼用住宅の場合は対象となります。
問4	法人やマンション管理組合なども対象になりますか？	対象になりません。個人のみです。
問5	建替えのため住民票はそのままで、別の場所に仮住まいしています。申請者住所はどこになるのですか？	住民票のある住所です。
問6	賃貸共同住宅の所有者で、当該住宅に居住している場合は補助対象となりますか？	発電した電力を自らの居住区画で使用する場合は、補助の対象となります。
問7	住宅に隣接する倉庫や車庫に太陽光発電システムを設置したいが、補助対象になりますか？	住宅の一部として付随する施設や建物に設置した場合でも、発電した電力を当該住宅において使用する場合は補助の対象となります。
問8	住民票と太陽光発電システムを設置した住所が違います。申請できますか？	自ら居住する（住民登録もしくは外国人登録された）住宅に太陽光発電システムを設置することが必要です。
問9	税金の未納があり分納しています。対象になりますか？	未納分を全て納めてからの申請になります。
問10	募集期間を過ぎてからの申請は可能ですか？	募集期間を過ぎてのからの申請は受け付けられません。
問11	補助金交付を受けた設備はいつまで所有しなければなりませんか？また、それまでに処分（売却、譲渡等）した場合は、どのような手続きが必要ですか。その場合、補助金はどうなるのですか？	原則として、法定耐用年数の17年間は処分できません。17年以内に処分する場合は「財産処分承認申請書」を提出して下さい。処分の方法によっては、補助金の返還を求めることがあります。
問12	申請書類等に押印する印鑑は、認印でいいですか？	認印（シャチハタ等のスタンプ印は不可）で結構です。ただし、申請から請求までの一連の書類には同一の印鑑を使用してください。

問 13	書類を書き間違えたときの訂正はどうすればよいですか？	書類の訂正には修正液等は絶対に使用せず、訂正箇所を二重線で消し、申請印と同じ印鑑を押印して書き直してください。事務代行者欄の訂正には、代行者代表者印を使用してください。
問 14	補助金の振込先の口座名義が申請者と異なってもよいですか？	補助金交付請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
問 15	補助金はいつごろ振り込まれるのですか？	補助金交付決定通知からおおよそ3週間程度で振込みします。
問 16	提出する申請書は何部必要ですか？	1部で結構です。なお、申請書類は返却しませんので、念のため写しをお取り下さい。
問 17	市役所で販売業者を紹介してくれないのですか？	特定の販売業者を紹介することはできません。また、市で販売業者を指定することはありません。
問 18	販売業者に申請を代行してもらってもいいのですか？	販売業者に代行してもらっても構いません。その際は、必ず補助金交付申請書（様式第1号）の事務代行者欄に記載及び押印をして下さい。
問 19	補助金交付決定通知書を事務代行している販売業者あてに送ってもらうことはできますか？	申請者ご本人様あてにお送りします。代行者あてにはお送りできません。
問 20	要綱第12条に「市は（中略）温暖化対策に協力を求める（後略）」とありますが、具体的にはどのようなことですか？	発電量・売電量・買電量データの提出やアンケートなどを想定しています。
問 21	複合導入補助の補助対象となる省エネルギー機器の設置の順番はありますか？	設置の順番は問いません。例えば、太陽光発電システムの設置前に高効率給湯器が設置されていても構いません。ただし、補助対象機器の設置はいずれも平成22年度又は平成23年度であることが必要です。
問 22	平成22年度に太陽光発電システムを設置し、平成23年度以降に省エネ機器を設置しました。いつまでに申請をすればよいですか？	省エネ機器の設置時期に関わらず、太陽光発電システムの設置工事の完了日が、平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の場合は、申請期限が平成23年10月31日（月）となります。
問 23	平成22年度に太陽光発電システムを設置しましたが、将来的に省エネ機器の設置を予定しているため、まだ市補助金の申請をしていません。この場合も、平成23年10月31日が申請期限となりますか？	その通りです。早期に省エネ機器を設置し、平成23年10月31日までに「太陽光発電システム設置補助金（複合導入補助）」を申請していただくか、又は、省エネ機器を設置しない場合は、「太陽光発電システム設置補助金（単体導入補助）」を平成23年10月31日までに申請して下さい。
問 24	平成24年度以降も太陽光発電システムの補助は継続しますか？	未定です。
問 25	補助対象となっている省エネ機器を設置する際、補助金の交付を受けました。この場合はどうなりますか？	太陽光発電システムに加えて設置する省エネ機器（エコキュート、エコジョーズ、エコウィル、エコフィール、太陽熱利用システム）には設置時に補助金が交付される場合があります。これらの補助金を受けている場合は、太陽光発電システム設置補助金（単体導入補助）の申請となります。